

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

河川堤防脆弱性評価検討業務（特記仕様書）

1 目的

本業務は、台風19号など、東日本を中心に同時多発的に発生した堤防決壊を踏まえ、本県の管理する貞光川の河川堤防の脆弱性評価を実施するものである。

2 業務内容

(1) 計画準備

業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成する。

(2) 資料収集・整理

- ① 業務に必要となる貞光川を構成する河川に関する文献、既往洪水資料、河川計画、氾濫解析、地質データ、報告書等を収集・整理する。
- ② 貞光川を対象に現地調査を行い、河川・流域状況、構造物状況および堤内地状況等を把握する。

(3) 安全性検討

①堤防点検の再点検による評価

- ・「中小河川における堤防点検・対策ガイドライン」に基づき実施した、堤防点検結果（H16～H18）の再点検を実施する。
- ・再点検の内容は、一連区間、堤防種別、堤防高、堤体や基礎地盤の土質特性、被災履歴、決壊時の影響、地形地質条件、背後地の状況、高水敷の状況等の観点で実施する。

②堤防の脆弱性評価

- ・「浸透に係る重要水防箇所設定手順（案）」に基づき、堤防の脆弱性を評価する。

③円弧すべりによる評価

- ・非定常浸透流計算及び円弧すべり安定計算による照査を1断面実施する。

(4) 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、原則として着手時1回、中間時1回、成果納入時1回の3回とする。

(5) 報告書作成

業務の目的を踏まえ、各段階で作成された成果を基に、業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。